

2月定例教育委員会

参考資料

(令和2年2月6日)



議案

第1号 「令和2年度丹波篠山の教育」の策定について (教育総務課)・・・1頁

第2号 丹波篠山市学校跡地施設の管理運営に関する要綱を廃止する要綱の制定について
(教育総務課)・・・6頁

「令和2年度丹波篠山の教育」策定に係る教育委員会協議（1/17）等を踏まえた修正箇所一覧

No	施策の基本方向番号 及び取組名	意見等	対応について
1	1-1 “子育ていちばん” に向けて (2) 就学前の保育環境 の整備 p. 2	担当課見直しによる修正	<p>① 保育園舎及び幼稚園舎の長寿命化計画を策定します。</p> <p>② 課題となっていた篠山・たまみず・岡野幼稚園区における教育・保育の今後のあり方について、令和元年度に開催した3幼稚園区のあり方検討会において、3幼稚園区対象の預かり保育を1カ所を実施することにまとめていただいたことを受け、手順を踏んだうえで、令和3年4月からの開設に向け取り組みます。</p> <p><u>② 篠山幼稚園児、たまみず幼稚園児及び岡野幼稚園児を対象にした預かり保育施設（1カ所）を令和3年4月から開設できるよう取り組みます。</u></p> <p>【こども未来課】</p>
2	1-3 乳幼児教育の充実 (1) 幼児教育の推進 p. 5	担当課見直しによる修正	<p>① 丹波篠山ならではの自然を最大限に生かせるような保育・教育環境を整えます。</p> <p>② <u>公私立の連携強化を図るなど、さらなる研修の充実も含め、職員の資質向上を図ります。</u></p> <p>【こども未来課】</p>
3	1-4 子ども・子育て支援の体制づくり (4) 幼稚園児預かり保育の充実 p. 6	担当課見直しによる修正	<p><u>③ 篠山幼稚園児、たまみず幼稚園児及び岡野幼稚園児を対象にした預かり保育施設（1カ所）を令和3年4月から開設できるよう取り組みます。【再掲】</u></p> <p>【こども未来課】</p>

No	施策の基本方向番号 及び取組名	意見等	対応について
4	2-1 確かな学力の確立 見だし p.7	担当課見直しによる修正	 <p>を、学習指導要領に合わせて</p>  <p>に修正。 【学校教育課】</p>
5	2-1 確かな学力の確立 (1)丹波篠山市学力・生活習慣状況調査の実施 p.7	現状で頑張っている成果を出していることについてのアピールがない。 丹波篠山市学力の実施について、小・中同じような書き方をしているが、中学の伸びは著しい。 「トップレベルを目指す」など、次のステップをきっちり書いたほうがいいのでは。	②「一人も見捨てない」を踏まえ、学校においては、つまずきやすいところなどを把握して、確実に学力を定着させるために <u>指導計画の見直しや補充指導を行うとともに、指導計画の見直しや発展的な課題にも対応できる力をつけるよう指導方法の工夫改善を図ります。</u> 【学校教育課】

No	施策の基本方向番号 及び取組名	意見等	対応について
6	2-2 豊かな心の育成 (2) 学校における人権 学習の充実 p. 12	<p>「同和教育」の文言を今回追記した理由は。この修正案では納得できない。</p> <p>県も「指導の重点」で「いかして」と明記しているが。同和教育は、昔の教育である。県と同様の書き方でいいのではないか。</p>	<p>(2) 学校における人権学習教育の充実 継続</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>目的・目標 教育の主体性・中立性を堅持しつつ同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、学校の教育課程全体を通じて、人権同和教育を推進します。</p> <p>成果指標 人が困っているときは、進んで助けられているという児童生徒の割合が、小学校・中学校ともに 80%以上になること。</p> </div> <p>①全ての教育活動を人権教育の視点で捉え、自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができる態度や資質を育成します。</p> <p>②人権教育の年間指導計画をもとに、年間を通して人権同和教育に取り組みます。</p> <p>③人権に関わる様々な課題について考える機会を設け、児童生徒の人権意識を高めます。中学校では、市内の全生徒が人権作文に取り組む機会を設定します。</p> <p>【学校教育課】</p>
7	2-2 豊かな心の育成 (5) 環境体験事業の充実 p. 13	<p>「環境教育」について今回追記した内容では十分ではない。「項立て」を希望。CO2 削減など。</p> <p>環境教育を各教科で関連づけて教えてほしい。</p>	<p>再検討の結果、修正なし</p> <p>【学校教育課】</p>

No	施策の基本方向番号 及び取組名	意見等	対応について
8	3-1 安全安心で質の高い学習環境の整備 (1) 地域に信頼される安全で安心な学校園づくり p. 24	担当課見直しによる修正	<p>成果指標 安全で安心な学校園づくりを進めることにより、教職員だけでなく児童生徒の安全に対する意識が<u>を</u>高揚し<u>させ</u>、日常生活の中に潜む危険を予測し、的確な判断・行動ができること。</p> <p>④各学校園に計画的に防犯カメラを設置します。</p> <p>⑧令和元年度には、各学校の防犯カメラ設置が完了する見込であり、令和2年度は各園に計画的に防犯カメラを設置します。 【学事課・学校教育課】</p>
9	3-1 安全安心で質の高い学習環境の整備 (2) 学校安全安心パトロールの充実 p. 24	担当課見直しによる修正	<p>成果指標 学校・家庭・地域・関係機関が<u>連携した</u>安全で安心な教育環境づくりに努めることにより、地域等と連携した学校安全を推進する体制を構築し、子どもが安全で安心な生活を送ること。</p> <p>【学校教育課】</p>
10	3-1 安全安心で質の高い学習環境の整備 (4) 学校施設の大規模改修・空調設備の設置 p. 25	担当課見直しによる修正	<p>(4) 学校施設充実の大規模改修・空調設備の設置 継続</p> <p>①老朽化の進む学校施設の大規模改修を、計画的に実施します。令和2年度は、篠山中学校、篠山東中学校での大規模改修工事を行います。また、学校施設の長寿命化を策定します。</p> <p>②児童生徒の熱中症予防など健康面への配慮や、意欲を持って学べる学習環境への改善などを図るため、全小中学校の特別教室に空調設備を整備します。 <u>また、学校施設の長寿命化計画を策定します。</u> 【学事課】</p>

No	施策の基本方向番号 及び取組名	意見等	対応について
11	3-2 地域とともにある 学校づくり p. 27	(4)教員の負担軽減のためには、社会教育の活用が必要である。地域と連携した取組が重要で、幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を支える活動を行うべきである。(国は地域学校協働本部を推奨)	ご意見としていただく。 【学校教育課】
12	3-4 教職員の資質の能力の向上 p. 32	(3)教員の業務改善等、教員を大事にしていくことが丹波篠山市の教育をより良くしていくには必要である。	ご意見としていただく。 【学校教育課】
13	5-2 学校給食の充実と食育の推進 (3)食育推進活動の充実 p. 50	現状で頑張っって成果を出していることについてのアピールがない。 「全国学校給食甲子園大会優勝」について、メニューしか掲載がない。優勝をして次どんなことに取り組んでいくのか書いたほうがいい。例として独居世帯への提供など。	<p>(3) 食育推進活動の充実 継続</p> <p>②学校給食における献立を家庭等でも味わえるよう、レシピをホームページに掲載します。</p> <p>③④これらの様々な学習機会を通して、学校・家庭・地域との連携をはかり、心身ともに健康な子どもたちの育成に取り組みます。</p> <p><u>④全国学校給食甲子園での優勝は、農都・丹波篠山を全国にアピールすることができ、学校給食関係者はもとより市民にも大きな誇りになったことから、これからも、日本一の給食献立を維持できるよう、学校給食センター運営委員会の委員に新たに食や農業に関わる方を公募し、関係機関、団体と協力して取り組みます。</u></p> <p><u>また、優勝献立のレシピをわかりやすい方法でホームページに掲載したり、料理検索サイトに情報提供し、関係機関、団体が、日本一となった学校給食とともに、その丹波篠山産食材を地域振興に活かしていく方法を検討していきます。</u></p> <p>【学校給食センター】</p>

丹波篠山市学校跡地施設の管理運営に関する要綱を廃止する要綱
の制定について

1 制定の趣旨

複合教育施設は、閉校施設の跡地活用が決定するまでの間、暫定的に位置づけた施設で、現在、雲部・後川の 2 施設がある。

このうち雲部については、平成 22 年 3 月末に雲部小学校が閉校した後、校舎と庭を除くグラウンドや体育館等を複合教育施設して、地元くもべまちづくり協議会に管理を委託してきた。

令和 2 年度からは、地域住民が主体となり、市と協働して新たな地域活性化を推進するコミュニティ活動の拠点となる「丹波篠山市地域コミュニティ活性化施設」として位置づけが変更となる。

また、後川複合教育施設も、平成 22 年 3 月末での後川小学校閉校後、地域住民交流の場としてはもちろん、西宮共同幼稚園や関西学院大学との交流の場として地域活性化事業に取り組んでいる。ゆくゆくは、雲部複合教育施設と同様に、「丹波篠山市地域コミュニティ活性化施設」としての設置をめざすため、市民協働課への所管替えを行う。

2 要綱の内容

対象施設がなくなるため、要綱を廃止とする。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

○丹波篠山市学校跡地施設の管理運営に関する要綱

平成22年3月23日

教委要綱第4号

改正 平成23年3月25日教委要綱第6号

平成23年8月2日教委要綱第12号

平成25年3月19日教委要綱第2号

平成27年3月26日教委要綱第9号

平成28年3月28日教委要綱第8号

平成30年2月20日教委要綱第1号

平成31年2月19日教委要綱第3号

(目的)

第1条 この要綱は、丹波篠山市教育財産管理規則（平成22年篠山市教育委員会規則第5号）に基づき管理する学校跡地施設の暫定的な利用における秩序の維持及び適正な管理を図るとともに、恒久的な活用への円滑な移行を確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 学校跡地施設の名称及び位置は別表に掲げるとおりとする。

(総括責任者等)

第3条 第1条の目的を達成するため、学校跡地施設総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。

2 総括責任者は、教育部長の職にある者をもって充てる。

3 総括責任者に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ総括責任者が指名した者がその職務を代理する。

4 総括責任者のもとに管理責任者を置く。

5 管理責任者は、教育総務課長の職にある者をもって充てる。

6 管理責任者に事故あるとき又は欠けたときは、総括責任者が指名した者がその職務を代理する。

7 管理責任者のもとに管理員を置くものとし、管理員は、管理責任者の属する課の職員又は管理責任者の指定した者をもって充てる。

(総括責任者等の任務)

第4条 総括責任者は、管理責任者を指揮監督するものとする。

2 管理責任者は、次の各号に掲げる任務を行い、学校跡地施設内に異常がある場合は、直ちに総括責任者に報告を行い、その指示を受けるものとする。

(1) 学校跡地施設内の秩序の維持に関すること。

(2) 学校跡地施設における火災、盗難の防止に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、学校跡地施設の保全に関すること。

3 管理員は、管理責任者の指示に従い前項に掲げる任務を行うほか、この要綱の実施について必要な事項を行わなければならない。

(学校跡地施設の目的外使用)

第5条 学校跡地施設は、次に掲げるものを除き、教育目的外に使用させてはならない。ただし、丹波篠山市教育財産管理規則第9条に規定に基づき、丹波篠山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が使用の許可をしたときは、この限りでない。

- (1) 市が主催又は市が指示監督する事業
- (2) 自治会等が行う活動
- (3) まちづくり協議会が行う活動
- (4) その他地域づくり団体が行う活動

2 教育委員会は、前項の使用許可を与える場合における使用期間は、当該学校跡地施設の恒久的な活用計画に支障のない期間としなければならない。

3 教育委員会は、第1項の使用許可を与える場合において、必要な条件を付すことができる。

(学校跡地施設の使用又は立入の禁止)

第6条 教育委員会は、学校跡地施設を使用し、又は使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学校跡地施設の使用若しくは立入りを禁止し、又は学校跡地施設から直ちに退去を命ずることができる。

- (1) 銃器、凶器その他危険の恐れがある物品を携帯する者であるとき。
- (2) でい酔又は危険粗暴な行動等により、他人に迷惑をかける恐れのあると認められる者であるとき。
- (3) 学校跡地施設その他物品を損壊する恐れがあるとき。
- (4) 騒音を発し、秩序を乱す等業務の円滑な遂行を妨げる恐れがあるとき。
- (5) 前条の許可を受けず、又は許可の条件に違反し、若しくは管理責任者の指示に従わないとき。

(物件の撤去)

第7条 教育委員会は、第5条の使用許可を受けず、又は使用許可の条件に違反したときは、物件の撤去を命じ、又は撤去することができる。

(倉庫等への出入の禁止)

第8条 学校跡地施設内の倉庫その他教育委員会が指定した場所には、関係のある者以外は出入してはならない。

(職員の協力)

第9条 丹波篠山市教育委員会の職員は、この要綱の目的を達成するため必要な事項について、管理責任者、管理員その他関係者に対し、通報、連絡その他臨機の措置を講ずるほか、上司の指示に従い、積極的に協力しなければな

らない。

(適用除外)

第10条 畑複合教育施設において、丹波篠山市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年篠山市条例第6号）及び丹波篠山市立畑スポーツ施設条例（平成28年篠山市条例14号）で定める施設については、この要綱を適用しない。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日教委要綱第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年8月2日教委要綱第12号）

この要綱は、平成23年8月2日から施行する。

附 則（平成25年3月19日教委要綱第2号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日教委要綱第9号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日教委要綱第8号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月20日教委要綱第1号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月19日教委要綱第3号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

施設名（旧学校名）	所在地
後川複合教育施設（旧後川小学校）	丹波篠山市後川上477番地
雲部複合教育施設（旧雲部小学校）	丹波篠山市西本荘西の山2番地1